

「実務指針及び業務指針の一部改正」に対するご意見とその回答

整理番号	意見箇所	頁	ご意見	回答
1	全般		<p>印鑑の押印には、意思の明確化や正式性の証としての意味があります。特に、鑑定評価書において、押印によって、不動産鑑定士はその進退をかける覚悟を示すものです。すなわち、不動産鑑定評価は不動産鑑定士の個人責任を基盤とするものであり、一般の行政文書における押印と性格を異にするものです。また、印鑑は、日本および東洋においては、歴史的にも文化的にも深く根づいたものであり、重要文書における印鑑の省略は極めて不適切と考えます。</p> <p>岸田総理は、就任にあたり、新自由主義からの転換を約束されました。私なりに、理解すれば、効率性優先の社会から、血の通った、温もりのある社会、寛容と調和のある社会への転換を目指しているを目指しているものと考えます。不動産鑑定評価制度の維持発展が、不動産鑑定士ひとりひとりの道徳性に依存していることをかんがえれば、押印の廃止は極めて不適切であり、見直しが求められることと考え、押印廃止に反対するものです。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本改正は法に基づいた鑑定評価書の形式的要件を踏まえたもので、押印の意義を否定するものではありません。</p>